

千葉県警察自動車警ら隊運営要綱の制定について

昭和50年3月26日
 例規（外勤）第7号
 警察本部長

〔沿革〕	昭和51年4月例規（外勤）第9号	昭和53年12月例規（自ら）第20号
	昭和54年9月例規（自ら）第14号	昭和55年2月例規（警）第4号
	昭和55年10月例規（警）第32号	昭和57年2月例規（警）第1号
	昭和58年4月例規（警）第11号	昭和59年4月例規（警）第6号
	昭和60年3月例規（警）第9号	昭和61年3月例規（警）第3号
	昭和62年3月例規（警）第2号	平成3年6月例規（警）第20号
	平成5年3月例規（警）第3号	平成6年3月例規（警）第4号
	平成6年12月例規（警）第23号	平成7年3月例規（警）第13号
	平成8年3月例規（警）第13号	平成9年4月例規（警）第5号
	平成10年3月例規（警）第11号	平成12年5月例規（自ら）第19号
	平成13年3月例規（自ら）第24号	平成15年4月例規（警）第17号
	平成17年12月例規（警）第47号	平成18年3月例規（警）第10号
	平成25年3月例規（自ら）第12号	平成27年3月例規（警）第11号
		各部長・参事官・所属長

みだしの要綱をつぎのとおり定め、昭和50年4月1日から実施することとしたので、効果的な運用にとめられたい。

別添

千葉県警察自動車警ら隊運営要綱

第1 目的

この要綱は、千葉県警察自動車警ら隊（以下「自動車警ら隊」という。）の任務、編成、勤務方法及び運用について、千葉県警察の地域警察運営に関する訓令（平成13年本部訓令第7号）その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 任務

自動車警ら隊の任務は、次のとおりとする。

- (1) 活動区域内における警ら警戒活動
- (2) 事件・事故発生時における初動活動
- (3) 特に命ぜられて従事する活動

第3 編成及び活動区域

自動車警ら隊に本隊及び方面隊（以下「方面隊等」という。）を置き、その活動区域は、次表のとおりとする。

名称	位置	重点活動区域	一般活動区域
本隊	千葉市中央区中央港一丁目	千葉中央署、千葉東署、千葉西署、千葉南署、千葉北署及び東金署の管轄区域	
葛南方面隊	浦安市美浜五丁目	市川署、行徳署及び浦安署の管轄区域	
東葛方面隊	松戸市小根本	松戸署、松戸東署、野田署、柏署、我孫子署、流山署及び印西署の管轄区域	
成田方面隊	成田市三里塚光ヶ丘	佐倉署、四街道署、成田署、山武署及び香取署の管轄区域	空港署、銚子署、旭署及び匝瑳署の管轄区域
船橋方面隊	習志野市泉町二丁目	習志野署、八千代署、船橋署、船橋東署及び鎌ヶ谷署の管轄区域	
木更津方面隊	木更津市潮見一丁目	茂原署、市原署及び木更津署の管轄区域	いすみ署、勝浦署、君津署、富津署、館山署及び鴨川署の管轄区域

注1：重点活動区域とは、常時警ら警戒を必要とする地域のことをいう。

2：一般活動区域とは、署からの要請又は必要がある場合に警ら警戒を実施する地域のことをいう。

第4 隊長の責務

隊長は、自動車警ら隊の任務を遂行するため関係署と緊密に連絡し、治安情勢を的確に把握するとともに自動車警ら隊員（以下「隊員」という。）に対する指導教養を計画的に実施するものとする。

第5 指導教養担当者等

1 自動車警ら隊に指導教養担当者を置き、方面隊等にそれぞれ指導教養補助者を置く。

2 指導教養担当者は、隊長補佐とし指導教養補助者は警部補の階級にある者（班長）をもってあてゐる。

3 指導教養担当者及び指導教養補助者は、隊員として必要な知識、技術、各種事故防止、その他必要事項について具体的に指導教養を実施するものとする。

第6 車両整備担当者

1 自動車警ら隊の方面隊等にそれぞれ車両整備担当者を置き、隊長が指定するものとする。

2 車両整備担当者は、保有する車両の整備指導及び関連する事務を行なうものとする。

第7 削除

第8 運用計画

1 自動車警ら隊、P Cの運用計画は、活動区域内の事件事故発生状況及び活動区域内の署配置の警ら用無線自動車の活動状況等を考慮するとともに、関係署の諸行事等を勘案して隊長が定めるものとする。

2 前項の計画策定にあたっては、関係署と緊密な連絡協議を行ない、真に署業務の補完ができるようにするものとする。

第9 活動計画等

1 隊長は、P Cの活動を効率的に行なうため、次の事項を内容とする月間活動計画を策定するものとする。

(1) 活動の重点

(2) 隊員の勤務指定

(3) その他活動に必要な事項

2 前項の計画は、翌月分を毎月25日までに策定し、隊員に示すものとする。

第10 応援要請等

所属長は、管内の治安情勢により必要と認める場合は、別記様式第1号「自動車警ら隊応援派遣要請書」により、自動車警ら隊の応援派遣を主管部長を経由し、本部長に要請することができる。

第11 隊員の活動

隊員の活動は、次によるものとする。

(1) 通常活動

重点活動区域及び一般活動区域における警ら警戒活動

(2) 緊急活動

緊急事件発生時における初動活動

(3) 特別活動

要請又は特命によって行なう活動

第12 活動重点の指示

1 隊長は、関係署長と緊密な連絡を保ち、その署の治安実情、諸行事等の実態を把握し、各車両ごとに活動（警ら）重点を定め、別記様式第2号「活動重点指示簿」により指示するものとする。

2 各部課から要請された活動（警ら）重点等についても前記に準じて指示するものとする。

第13 勤務交替及び引継ぎ

隊員の勤務交替時における引継ぎは、車両点検等を確実に行うものとする。

第14 休憩

隊員の休憩は、次によって行なうものとする。

(1) 重点区域内で勤務する隊員は、それぞれ所属の本隊又は方面隊休憩室において行なうものとする。

(2) 一般活動区域で勤務する隊員は、隊長が指示した場所において行なうものとする。

(3) 特別活動に従事する隊員は、所属長の指示する場所において行なうものとする。

第15 事件の処理及び引継ぎ

隊員は、取扱った事件は、次の各号に定めるところにより、処理又は引継ぎを行なわなければならない。

(1) 被疑者を逮捕し、又は常人の逮捕した被疑者の引渡しを受けたときは、証拠及び関係記録とともに所轄署の主管幹部（当直主任）に引致若しくは引継ぐこと。

(2) 交通法令違反に係わる事件については、関係記録を作成して所轄署の主管幹部（当直主任）に引継ぐこと。

(3) 事件捜査（処理）に従事するときは、できるかぎり所轄署員に協力して活動するとともに、関係書類を作成して引継ぐこと。

第16 事案処理中の交通事故防止

PCを事件事務処理等のため道路等に駐車又は停車しておくときは、赤色灯を点灯し、交通事故の防止に努めなければならない。ただし、特別の理由がある場合又は交通事故防止上必要がある場合は、この限りではない。

第17 願届の処理

自動車警ら隊員は、勤務中願届を受理したときは迅速適切に処理するとともに、内容に応じて所轄署又は最寄りの交番、駐在所に引き継ぎ若しくは引継ぐものとする。

第18 保護・救護

隊員は勤務中、でい酔者、酩酊者、迷子等（以下「でい酔者等」という。）を保護し又は負傷者、急病者を救護したときは、次の各号に定めるところにより処理するものとする。

(1) でい酔者等については、所轄署の主管幹部（当直主任）の指揮をうけること。

(2) 負傷者及び急病者については、救急車の出動を求め又は、PCにより最寄りの医療機関に収容したのち所轄署に引継ぐこと。

第19 緊急活動時の配意事項

隊員は、勤務中PCを緊急自動車として運転するときは、冷静さを保つとともに自己の運転技術を過信せず慎重な運転に心がけるとともに、通信員にあっても、事故防止に最善の注意をはらわなければならない。

第20 教養訓練

1 隊長は、毎月1回以上隊員に対する教養訓練を実施するとともに装備車両並びに資器材の点検を行なわなければならない。

2 新たに隊員となった者に対しては期間を定めて、緊急配備、犯罪捜査、交通指導取締り、車両の運転等隊員として必要な教養訓練を行なわなければならない。

第21 隊員の心得

隊員は、PCの活動に必要な知識及び技能の向上に努めるとともに、任務遂行にあたっては、次の事項に留意しなければならない。

(1) 警ら中は、常に無線局を開局し、かつ無線通話を傍受すること。

(2) 常に事件・事故の発生状況を把握し、実態に即応した活動を展開すること。

(3) 緊急配備及び事件・事故等の初動処理に当たっては中核となって活動すること。

(4) 車両その他装備器材は常に点検し、その取扱いに習熟するとともに、その活用をはかること。

第22 隊旗

1 自動車警ら隊に隊旗をおく。

2 隊旗の制式は、別記様式第3号のとおりとする。

第23 隊員章

隊員は、隊員章を着装して勤務するものとする。

第24 隊車両章

1 自動車警ら隊のPCは、隊車両章を表示して運用するものとする。

2 隊車両章の制式は、別記様式第4号のとおりとする。

以下様式第1号（第10）、様式第2号（第12）、様式第3号（第22）、様式第4号（第24）省略